

コーポレートガバナンス

■ 相互会社運営・経営管理体制

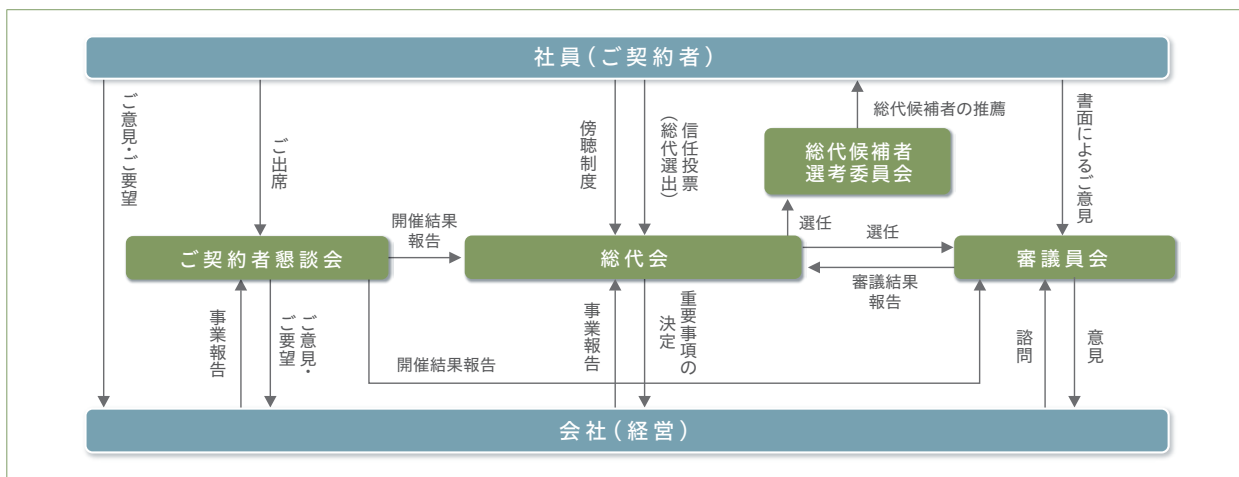
生命保険は、大勢の人が保険料を負担しあい、それを財源として死亡したときや病気になったときに保険金や給付金を受け取るという「助け合い」「相互扶助」の仕組みによって成り立っている公共性の高い事業です。

保険会社の組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は「相互会社」です（相互会社は保険業法によって保険会社に認められた組織形態です）。

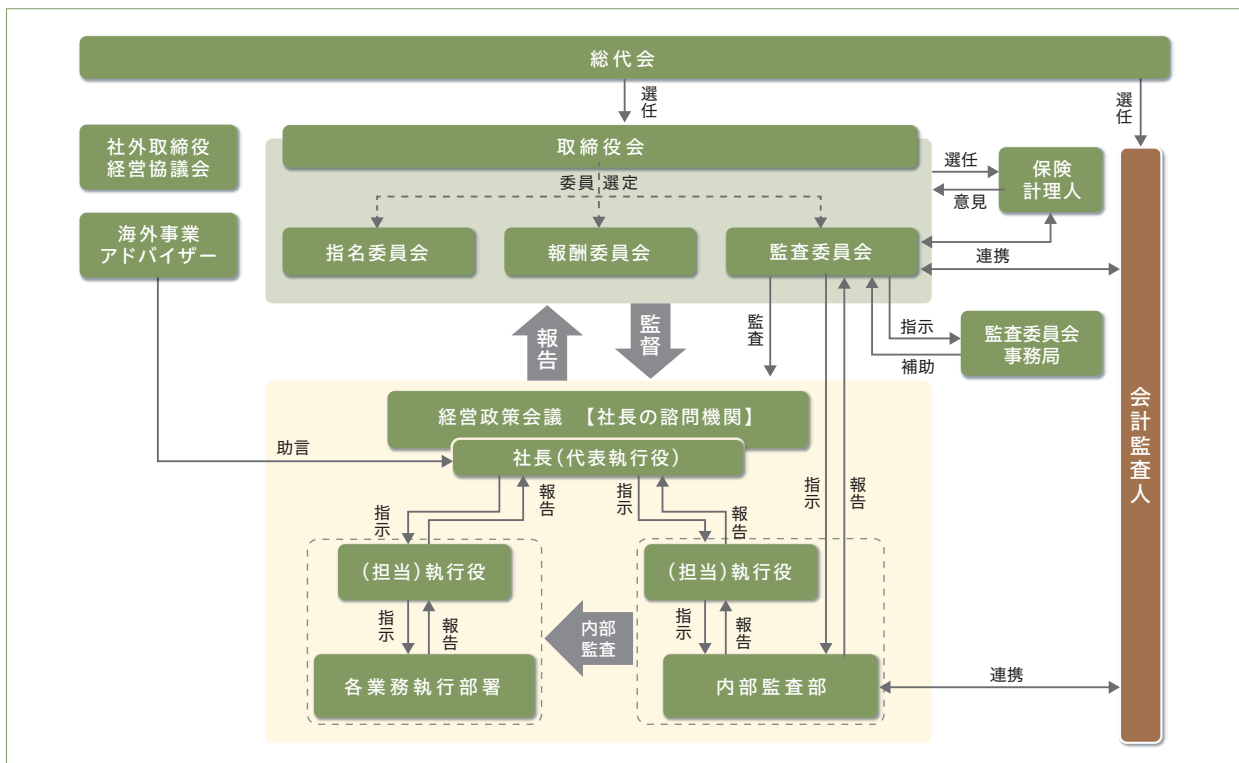
相互会社では、株式会社と異なり株主が存在せず、保険契約者お一人おひとりが会社の構成員すなわち「社員」となります（ただし、剰余金の分配のない保険のみにご加入のご契約者については、当社定款の規定により社員とはなりません）。

住友生命は、透明性が高い相互会社組織の実現を通じて、お客さまの声を大切にしていく会社を目指します。

相互会社のしくみ



経営管理体制



■ 総代会について

定款の規定により、社員総会に代わるべき機関として総代会を設置し、総代会において、剰余金の処分、定款の変更、取締役の選任等を決議しています。

総代会の傍聴制度について

社員の皆さまに会社経営に対する理解を深めていただくために「総代会傍聴制度」を設けており、社員の皆さまは事前に申し込むことにより総代会を傍聴することができます。

2019年定時総代会開催結果

2019年7月2日(火)、大阪市において、定時総代会が開催されました。報告事項、決議事項については以下のとおりです。

【総代会の報告事項、決議事項】

報告事項	1. 2018年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書、連結計算書類ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 審議委員会審議事項報告の件
決議事項	第1号議案 2018年度剰余金処分案承認の件 第2号議案 社員配当金割当ての件 第3号議案 総代選出細則一部変更の件 第4号議案 審議員12名選任の件 第5号議案 取締役11名選任の件

総代会には社員の中から選出された総代にご出席いただけます。

申込方法等については、総代会開催前の一定期間ホームページにてお知らせするとともに、本社や全国の支社・支部等の店頭に掲示します。

※総代の数および選出方法についてはP88に掲載しています。



2019年定時総代会

総代会の主な質疑応答についてはP91～92に、総代会の議事録および質疑応答の要旨はホームページに掲載しています。

■ ご契約者懇談会について

ご契約者の皆さまに当社の経営状況をご説明し、ご理解いただくとともに、ご意見等を幅広く吸収し、経営に反映していくために、毎年、全国の支社等でご契約者懇談会を開催しています。なお、ご契約者懇談会は、総代会に先立って1月～3月に開催し、総代会との連携を図っています。

また、総代の選考方法の多様化を図る観点から、

2019年ご契約者懇談会の開催状況

2019年は全国で89回開催し、1,811名のご契約者の方々にご出席いただきました。

ご契約者懇談会席上でのご意見・ご要望等につきましては、実行に移せるものは直ちに経営に取り入れるとともに、その傾向を分析して、ご契約者の皆さまの意向を反映した経営を進めていく一助とさせていただきます。

ご契約者懇談会での主なご意見はP93に掲載しています。

■ 審議委員会について

会社からの諮問事項や経営の重要事項について審議する機関として、社員または学識経験者の中から総代会の決議により選任された方で構成される審議委員会を設けています。審議委員会では、社員から書面により提出された経営に関するご意見も必要に応じ審議します。

審議員の員数は定款の規定により25名以内となっています。

ご契約者懇談会の出席者の中から一定数の総代を選出することとしています。

参加申込方法等については、ご契約者懇談会開催前の一定期間、全国の支社・支部等の店頭に掲示してお知らせします。



【開催回数と出席者数】

	2018年	2019年
開催回数	89回	89回
出席者数 (1回平均)	1,766名 (19.8名)	1,811名 (20.3名)

なお、2018年度の開催状況は表のとおりです。

【2018年度審議委員会開催状況】

	議 題
第1回 2018年5月開催	・2017年度事業概況および決算案について ・2018年度取組みについて
第2回 2018年11月開催	・2018年度上半期事業概況等について

総代会制度等、相互会社のしくみに関するご意見等については、以下のあて先にご送付ください。

〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24 住友生命保険相互会社 経営総務室

■ 経営管理体制

監督と執行を制度的に分離して、取締役会による監督機能を強化するとともに、業務執行の決定を大幅に執行役に委任することを通じた意思決定の迅速化を図る観点から、指名委員会等設置会社の形態を採用しています。

また、取締役会決議により「社外取締役の独立性に関する基準」を制定しており、社外取締役候補者の選定にあたっては、独立性に関する基準を満たすことを確認しています。

取締役会決議事項のうち、一部の事項については、指名委員会、監査委員会または報酬委員会への諮問を行うこととしています。

主な機関の役割

取締役会

取締役会は、法令において取締役会の専決事項とされている経営の基本方針や内部統制システムの整備に関する事項等を決定するほか、執行役および取締役の職務の執行を監督することを主な役割としています。

社外の知見の積極的な経営への反映および取締役の多様性の観点も踏まえ、11名の取締役のうち6名を社外取締役としており、社外取締役が過半数を占める構成としています。

監査委員会

監査委員会は、執行役および取締役の職務の執行の監査および監査報告の作成を行うとともに、総代会に提出する会計監査人の選解任または不再任に関する議案の内容を決定します。また、内部統制システムの整備に関する事項について取締役会からの諮問を受けて審議を行い、取締役会に答申することとしています。

構成員は、社外取締役3名、社内取締役1名の合計4名となっており、委員長は社外取締役としています。なお、社内取締役である監査委員を「常勤の監査委員」としています。

社外取締役経営協議会

中長期の経営戦略や事業展開、その他経営上の重要事項等に関し、社外取締役同士、あるいは、社外取締役と代表執行役による自由闊達な意見交換を促進し、社外取締役の知見を経営に反映していく観点から、全社外取締役を構成員とする社外取締役経営協議会を設置しています。

さらに、全社外取締役を構成員とする「社外取締役経営協議会」を設置し、中長期的な経営戦略や事業展開等、経営上の重要事項について社外取締役同士、あるいは、社外取締役と経営トップにより意見交換等を行うこととしています。

このような取組みを通じて、社外の知見を積極的に経営に反映していく態勢としています。

実効的なコーポレートガバナンスの実践が会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるとの認識のもと、今後もコーポレートガバナンスの実効性確保に向けた取組みを行ってまいります。

指名委員会

指名委員会は、「取締役候補者の選定の方針」を策定し、取締役の選解任に関する総代会の議案の内容を決定するほか、執行役の選解任に関する事項等について取締役会からの諮問を受けて審議を行い、取締役会に答申することとしています。

構成員は、社外取締役3名、社内取締役2名の合計5名となっており、委員長は社外取締役としています。

報酬委員会

報酬委員会は、執行役および取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を策定し、執行役および取締役の個人別の報酬等の内容を決定するほか、職員の報酬等の基本方針に関する事項等について取締役会からの諮問を受けて審議を行い、取締役会に答申することとしています。

構成員は、社外取締役3名、社内取締役2名の合計5名となっており、委員長は社外取締役としています。

経営政策会議

会社業務を統理執行する社長の諮問機関として、経営政策会議を設置しています。

経営政策会議は、原則として、社長および担当を定められた執行役により構成され、週1回開催することとしています。

取締役会で決定した経営の基本方針に従い、業務執行に関する重要事項について審議を行います。

■ コーポレートガバナンス・コードへの対応について

住友生命は相互会社のため、東京証券取引所が定める「コーポレートガバナンス・コード」については、直接適用されるものではありませんが、コーポレート・ガバナンスは会社形態に関わらず共通のものであるとの認識のもと、任意で対応することとしています。

「コーポレートガバナンス・コード」への対応状況の

開示・説明として、任意で「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を作成し、「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」も行うこととしています。

「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」等は当社ホームページに掲載しています。

■ 「取締役会等の実効性評価」結果の概要について

コーポレートガバナンスに関する基本方針と、基本方針に基づく運営方針として「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を定め、同ガイドラインに沿った経営を行っています。

取締役会および法定の3委員会(指名委員会、監査委員会および報酬委員会)(以下、「取締役会等」)の実効性に関する評価にあたっては、全取締役に対するアンケートを実施し、アンケート結果に基づく評価について全社

外取締役を構成員とする社外取締役経営協議会での議論を経たうえで、取締役会において決議しています。

取締役会等の実効性に関する評価結果の概要は以下のとおりとなりますが、総じて有効に機能し、実効性を確保した運営が図られているものと判断しています。一方で、一定の課題も認められることから、課題解決に向けた対応を講じ、更なる実効性の向上に取り組んでいきます。

「取締役会等の実効性評価」結果の概要

1. 取締役会の実効性評価

取締役会の構成等

- ・取締役会の構成については、取締役の員数は実質的議論を行うにあたって適正規模と判断される11名であり、社内取締役5名・社外取締役6名と、社外取締役が過半数を占めることで、より深度ある議論を行うに資する構成となっているものと判断される。
- ・また、社外取締役には、知識・経験・能力を有する多様な分野の専門家が就任しており、充実した審議を行うにあたって適切なバランスであると判断される。その中で、今後は、当社の置かれた経営環境・経営状況に応じて必要となる専門性を確保できるよう、多様性へのさらなる配慮が必要と判断される。

取締役会の審議の充実等

- ・取締役会付議案件については、総じて適切な絞込みがなされているものの、取締役会のより一層の機能発揮の観点から、より適切な姿を志向して、継続的な見直しを行っていくこととしている。なお、各取締役には事前に資料が送付されているほか、事前説明についても十分な時間をかけて実施されていることから、取締役会における審議の充実には資する運営がなされていると判断される。
- ・取締役会の運営についても、適切な議事運営のもと十分に審議が尽くされており、また、各取締役とも審議の活性化に努めていると判断される。
- ・より充実した審議のために、事前説明の充足状況も踏まえ、取締役会当日の説明について工夫を図る運営を行っているが、その継続が必要と判断される。この点に限らず、取締役会の運営に関しては、取締役会等の実効性評価を機軸として、審議の充実を図るために継続的な改善に努めていく必要があると判断される。

社外取締役へのサポート体制・社外取締役経営協議会の活用

- ・社外取締役へのサポート体制は、現状においても十分な対応が講じられていると判断されるものの、社外取締役がより一層の役割を果たしていく観点からは、当社の事業展開のグローバル化や当社を取り巻く経営環境の変化に即した情報提供の充実を継続的に図っていくことが望ましいものと判断される。
- ・また、社外取締役経営協議会の活用により、当社の事業戦略等について社外取締役とのより一層の認識共有を図っていくことで、取締役会における審議のさらなる活性化、実効性の向上に資することが期待されることから、社外取締役経営協議会の議題・運営面も含めて、引き続き積極的な開催・活用を検討していくことが必要と判断される。

2. 法定の3委員会の実効性評価

法定の3委員会の開催状況・審議の状況

- ・2018年7月から2019年3月までの各委員会の開催状況は、指名委員会:4回、監査委員会:10回、報酬委員会:4回であり、いずれも適切に開催されていると判断される。
- ・各委員会での審議は充実しており、各委員会とも審議の活性化に努めていると判断される。
- ・また、各委員会の職務の執行状況の取締役会報告についても、遅滞なく、十分な内容が報告されていると判断される。
- ・上述のとおり、現状、特段の課題は見受けられないが、引き続き、各委員会の審議の充実に向けて取り組んでいく必要があるものと判断される。

■ 取締役

(2019年7月20日現在)



取締役会長 代表執行役

さとう よしお
佐藤 義雄 (1949年8月25日生)

1973年 4月 住友生命入社
2000年 7月 取締役
2002年 4月 常務取締役嘱常務執行役員
2007年 7月 取締役社長嘱代表執行役員
2014年 4月 代表取締役会長
2015年 7月 取締役会長 代表執行役



取締役 代表執行役社長

はしもと まさひろ
橋本 雅博 (1956年2月21日生)

1979年 4月 住友生命入社
2006年 4月 執行役員
2007年 7月 常務取締役嘱常務執行役員
2012年 4月 代表取締役 専務執行役員
2014年 4月 代表取締役社長 社長執行役員
2015年 7月 取締役 代表執行役社長



取締役 代表執行役副社長

しのはら ひでのり
篠原 秀典 (1958年12月3日生)

1981年 4月 住友生命入社
2008年 4月 執行役員
2010年 4月 常務執行役員
2012年 7月 取締役 常務執行役員
2015年 4月 取締役 専務執行役員
2015年 7月 執行役専務
2017年 7月 取締役 代表執行役専務



取締役 代表執行役専務

ふじと まさひと
藤戸 方人 (1959年4月10日生)

1983年 4月 住友生命入社
2011年 4月 執行役員
2014年 4月 常務執行役員
2015年 7月 執行役専務
2017年 4月 執行役専務
2018年 7月 取締役 代表執行役専務



取締役

ながた きんいち
長瀧 研一 (1961年5月7日生)

1984年 4月 住友生命入社
2014年 4月 執行役員
2015年 4月 上席執行役員
2015年 12月 執行役常務
2019年 4月 執行役専務
2019年 7月 取締役

取締役会議長：佐藤義雄(取締役会長)

指名委員会：山下徹(委員長)、片山登志子、山本謙三、佐藤義雄、橋本雅博

監査委員会：釜和明(委員長)、森公高、岡正晶、長瀧研一

報酬委員会：山下徹(委員長)、片山登志子、山本謙三、佐藤義雄、橋本雅博



取締役(社外取締役)

山下 徹 (1947年10月9日生)

1971年 4月 日本電信電話公社入社
 1999年 6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ取締役
 2007年 6月 同社 代表取締役社長
 2012年 6月 同社 取締役相談役
 2014年 6月 同社 相談役
 2015年 7月 住友生命社外取締役
 2018年 6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ シニアアドバイザー



取締役(社外取締役)

釜 和明 (1948年12月26日生)

1971年 7月 石川島播磨重工業株式会社(現株式会社IHI)入社
 2004年 6月 同社 執行役員
 2007年 4月 同社 代表取締役社長(兼) 最高経営執行責任者
 2012年 4月 同社 代表取締役会長
 2016年 4月 同社 取締役
 2016年 6月 同社 相談役
 2016年 7月 住友生命社外取締役



取締役(社外取締役)

森 公高 (1957年6月30日生)

1980年 4月 新和監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入社
 1983年 8月 公認会計士登録
 2000年 6月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)代表社員
 2004年 6月 あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人)金融本部長
 2006年 6月 同監査法人本部理事
 2011年 7月 有限責任あずさ監査法人KPMGファイナンシャルサービス・ジャパン チェアマン
 2013年 6月 有限責任あずさ監査法人 退社
 2013年 7月 森公認会計士事務所所長
 2013年 7月 日本公認会計士協会会長
 2016年 7月 日本公認会計士協会相談役
 2017年 7月 住友生命社外取締役



取締役(社外取締役)

片山 登志子 (1953年6月3日生)

1977年 8月 大阪家庭裁判所裁判所事務官
 1980年 4月 大阪家庭裁判所家事部裁判所書記官
 1988年 4月 弁護士登録
 1993年 4月 片山登志子法律事務所開設
 2005年 7月 片山・黒木・平泉法律事務所(現片山・平泉法律事務所)開設
 2005年 12月 特定非営利活動法人消費者支援機構関西副理事長
 2018年 7月 住友生命社外取締役



取締役(社外取締役)

岡 正晶 (1956年2月2日生)

1982年 4月 弁護士登録
 1982年 4月 梶谷法律事務所(現梶谷総合法律事務所)入所
 2012年 1月 梶谷総合法律事務所代表
 2015年 4月 第一東京弁護士会会長
 2015年 4月 日本弁護士連合会副会長
 2018年 7月 住友生命社外取締役



取締役(社外取締役)

山本 謙三 (1954年1月21日生)

1976年 4月 日本銀行入行
 2002年 2月 同 行 金融市場局長
 2003年 5月 同 行 ニューヨーク駐在参事
 2003年 12月 同 行 米州統括役兼ニューヨーク事務所長
 2005年 7月 同 行 決済機構局長
 2006年 7月 同 行 金融機構局長
 2008年 5月 同 行 理事
 2012年 6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所 取締役会長
 2018年 6月 オフィス金融経済イニシアティブ代表
 2019年 7月 住友生命社外取締役

■ 社外取締役の選任理由について

取締役

山下 徹

選任理由

ITシステムの提供を展開する株式会社エヌ・ティ・ティ・データの代表取締役社長経験者としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役に選任しております。同氏は他の企業での社外取締役としての経験も有しており、その経歴を通じて十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

取締役

釜 和明

選任理由

総合重機メーカーである株式会社IHIIの代表取締役社長経験者としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役に選任しております。同氏は他の企業での社外取締役としての経験も有しており、その経歴を通じて十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

取締役

森 公高

選任理由

企業会計分野における豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役に選任しております。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、大手監査法人の代表社員として企業会計の職務に携わるなど、その経歴を通じて専門家として十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

取締役

片山 登志子

選任理由

消費者問題の専門家としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役に選任しております。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として長年にわたり消費者問題や法律に関する職務に携わるなど、その経歴を通じて専門家として十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

取締役

岡 正晶

選任理由

法律の専門家としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役に選任しております。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として長年にわたり企業法務に関する職務に携わるなど、その経歴を通じて専門家として十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

取締役

山本 謙三

選任理由

日本銀行の理事・局長等経験者、金融・経済の専門家としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役に選任しております。同氏は他の企業での社外取締役としての経験も有しており、その経歴を通じて十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

■ 執行役

(2019年7月20日現在)

執行役専務

まつもと ひで 晴 (1960年2月1日生)
 1983年 4月 住友生命入社
 2012年 4月 執行役員
 2014年 4月 上席執行役員
 2015年 4月 常務執行役員
 2015年 7月 執行役常務
 2019年 4月 執行役専務

執行役常務

えい もり たけ し (1964年5月26日生)
 1987年 4月 住友生命入社
 2016年 4月 執行役員
 2017年 4月 上席執行役員
 2017年 7月 執行役常務

執行役常務

くさ か かつ ひこ (1963年2月26日生)
 1986年 4月 住友生命入社
 2019年 4月 執行役常務

執行役常務

こう の しん ぞう (1960年4月13日生)
 1983年 4月 住友生命入社
 2011年 4月 執行役員
 2014年 4月 常務執行役員
 2015年 7月 執行役常務

執行役常務

まつもと いわお
松本 巖 (1963年10月11日生)
 1987年 4月 住友生命入社
 2016年 4月 執行役員
 2017年 4月 上席執行役員
 2018年 7月 執行役常務

執行役常務

すみ ひで ゆき (1963年1月15日生)
 1987年 4月 住友生命入社
 2012年 4月 執行役員
 2014年 4月 上席執行役員
 2016年 4月 執行役常務

執行役常務

たか だ ゆき のり (1964年9月3日生)
 1988年 4月 住友生命入社
 2018年 4月 上席執行役員
 2018年 10月 執行役常務

執行役常務

さかい まさ し (1960年7月11日生)
 1984年 4月 住友生命入社
 2014年 4月 執行役員
 2016年 4月 上席執行役員
 2017年 4月 執行役常務

執行役常務

きた ことし ひろ かつ (1961年11月13日生)
 1985年 4月 住友生命入社
 2017年 4月 上席執行役員
 2018年 4月 常務執行役員
 2019年 4月 執行役常務

取締役及び執行役人数

男性19名 女性1名

取締役及び執行役のうち女性の比率 5.0%

■ 執行役員

(2019年7月20日現在)

常務執行役員

よね ぼやし ひろし (1960年2月5日生)
米林 裕
 1983年 4月 住友生命入社
 2015年 4月 執行役員 兼 金融法人部長
 2015年 7月 執行役員 兼 金融総合法人部長
 2017年 4月 上席執行役員 兼 金融総合法人部長
 2018年 4月 常務執行役員 兼 金融総合法人部長
 2019年 4月 常務執行役員

上席執行役員

いらい じよま き (1965年9月7日生)
若井 豊城
 1989年 4月 住友生命入社
 2018年 4月 執行役員 兼 代理店事業部長
 2019年 4月 上席執行役員 兼 代理店事業部長
 2019年 7月 上席執行役員

執行役員 兼 事務サービス企画部長

なか にし たつ ふう (1963年11月21日生)
中西 達郎
 1987年 4月 住友生命入社
 2019年 4月 執行役員 兼 事務サービス企画部長 兼 契約審査部長
 2019年 7月 執行役員 兼 事務サービス企画部長

常務執行役員

ひら い かつ のり (1962年12月20日生)
平井 克典
 1985年 4月 住友生命入社
 2015年 4月 執行役員 兼 営業人事部長
 2016年 3月 執行役員 兼 都心営業総局長
 2017年 3月 執行役員 兼 首都圏本部長
 2017年 4月 上席執行役員 兼 首都圏本部長
 2018年 4月 常務執行役員

執行役員

あらい かつ ひこ (1962年11月4日生)
荒井 和彦
 1985年 4月 住友生命入社
 2017年 9月 執行役員

執行役員 兼 総務部長

か やま まこと (1964年3月27日生)
香山 真
 1988年 4月 住友生命入社
 2019年 4月 執行役員 兼 総務部長

常務執行役員 兼 首都圏本部長

おやま ひで き (1962年8月19日生)
小山 英樹
 1986年 4月 住友生命入社
 2016年 4月 執行役員 兼 中部総合法人部長
 2017年 3月 執行役員 兼 中部本部長
 2018年 4月 上席執行役員 兼 中部本部長
 2019年 4月 常務執行役員 兼 首都圏本部長

執行役員 兼 首都圏本部副本部長

なか の よし ひろ (1964年12月10日生)
中野 祥宏
 1987年 4月 住友生命入社
 2018年 4月 執行役員 兼 岐阜支社長
 2019年 4月 執行役員 兼 首都圏本部副本部長

執行役員 兼 主計部長

ふし もと みみ と (1965年10月19日生)
藤本 史人
 1988年 4月 住友生命入社
 2019年 4月 執行役員 兼 主計部長

常務執行役員

こば やし ずお (1961年5月10日生)
小林 泰雄
 1985年 4月 住友生命入社
 2017年 4月 執行役員 兼 青森支社長
 2019年 4月 常務執行役員

執行役員

まつもと まこと (1964年5月19日生)
松本 誠
 1988年 4月 住友生命入社
 2018年 4月 執行役員 兼 勤労部長
 2019年 4月 執行役員

執行役員 兼 第1総合法人部長

さだ なが さとし (1966年1月24日生)
貞永 智
 1988年 4月 住友生命入社
 2019年 4月 執行役員 兼 第1総合法人部長

常務執行役員 兼 内部監査部長

ゆり たつ や (1964年6月18日生)
百合 達哉
 1988年 4月 住友生命入社
 2017年 4月 執行役員 兼 内部監査部長
 2019年 4月 上席執行役員 兼 内部監査部長
 2019年 7月 常務執行役員 兼 内部監査部長

執行役員 兼 中部本部長

かわ い ち りゅう (1964年7月15日生)
川合 一龍
 1988年 4月 住友生命入社
 2018年 4月 執行役員 兼 東京中央支社長
 2019年 4月 執行役員 兼 中部本部長

執行役員

ちゅう り さと し (1966年4月24日生)
毛利 聡志
 1989年 4月 住友生命入社
 2019年 4月 執行役員

上席執行役員 兼 金融総合法人部長

こまつ ひろ かつ (1962年10月29日生)
小松 史彦
 1986年 4月 住友生命入社
 2017年 4月 執行役員 兼 営業総括部長
 2019年 4月 上席執行役員 兼 金融総合法人部長

執行役員 兼 情報システム部長

しお みつ とおる (1964年8月23日生)
汐満 達
 1988年 4月 住友生命入社
 2018年 4月 執行役員 兼 情報システム部長

執行役員 兼 仙台支社長 兼 営業総括部担当部長

ほし もと おつ し (1967年3月3日生)
橋本 篤史
 1989年 4月 住友生命入社
 2019年 4月 執行役員 兼 仙台支社長 兼 営業総括部担当部長

上席執行役員 兼 近畿北陸本部長

ふじ ひで お (1964年5月23日生)
藤 秀壮
 1988年 4月 住友生命入社
 2017年 7月 執行役員 兼 仙台支社長
 2017年 7月 執行役員 兼 近畿北陸本部長
 2019年 4月 上席執行役員 兼 近畿北陸本部長

執行役員 兼 営業総括部長

ほり え き よし (1965年8月28日生)
堀江 喜義
 1988年 4月 住友生命入社
 2018年 4月 執行役員 兼 首都圏本部長
 2019年 4月 執行役員 兼 営業総括部長

社外取締役 メッセージ

長年の企業経営の経験を活かし、
サステナブルな成長と
企業価値の向上をサポート。
良質なガバナンス体制の
構築を支えるとともに、
CSVプロジェクトや
健康増進型保険の推進など、
今後の住友生命に
大いに期待しています。

社外取締役
釜 和明

株式会社IHI代表取締役社長、会長を歴任し、現在相談役。2016年7月より住友生命社外取締役。2018年7月より監査委員会委員長。

■ 社外取締役としての役割・責任をどのようにお考えですか？

- 取締役としては攻め、監査委員としては守り。
2つのバランスを重視しています。

取締役会の役割は、企業の持続的成長や企業価値の向上に向けた経営のモニタリングであると思いますが、住友生命は指名委員会等設置会社として経営の「執行」と「監督」を分離した体制を取っていますので、これを踏まえると住友生命の取締役会は、監督機能のウェイトが大きいと思います。

社外取締役の職務としては、執行に関与せず、経営戦略に対するアドバイスやリスクのミニマイズを図る役割が与えられ、執行とは異なる視点で意見を述べる事が求められています。私自身、IHIの社長、会長として経営実務を経験し、なかでも会計や経理を専門としてきました。そうした経験を踏まえ、「住友生命が

いかにサステナブルに成長し、企業価値を向上していけるか」という観点から、戦略の決定や実行をモニタリングするとともに、執行側の経営判断をサポートしていきたいと考えています。例えば、ガバナンスを攻めと守りで分けますと、通常、社外取締役は守りに行きがちなところを、私の場合は攻めのサポートができるよう意識しているということです。

また、私は監査委員会の委員長も拝命していますので、取締役会では独立・中立の立場から客観的に意見を述べる事が求められており、そうした期待にも応えられるよう運営していきたいと思っています。

このように、取締役としては攻めのサポートに、監査委員としては守りのサポートに重点を置いています。この2つのバランスをとることが非常に重要であると認識しています。

■ 取締役会等の運営・実効性についてどのように感じていますか？

- 取締役会は誠実かつ厳格に運営されており、監督・助言に必要な情報共有も十分と感じます。

住友生命は、指名委員会等設置会社として、取締役会は極めて誠実かつ厳格に運営されていると感じています。取締役会の構成は、社内取締役が5名、社外取締役が6名と社外取締役の比率が過半数をこえており、規模もコンパクトで適切です。また、社長が経営の執行に集中する一方、会長は取締役会議長の立場から経営のチェックに専念する体制を採っており、執行に対する監督機能も担保されています。なお、毎年行っている取締役会の実効性評価の結果は良好です。

他方、監査委員会は、年14回程度開催されています。取締役や執行役の職務が適切に行われているか、緊密にチェックする場となっています。これは、一般的な監査委員会に比べるとかなり踏み込んでいる印象です。

社外監査委員による視察も行われており、現場やグループ会社の活動状況、ガバナンスの状況についてヒアリングする機会があります。2018年度において、私はメディケア生命など住友生命の子会社を訪問し、効果的な情報収集ができました。そうした機会に得

た知見や肌で感じたことをベースに、社長との意見交換会も行っています。

この他にも、社外取締役で構成された経営会議との位置づけで、社外取締役経営協議会が行われています。この協議会は、住友生命の中長期の経営戦略や事業展開、経営上の重要事項等に対し、社外取締役同士、あるいは社外取締役と代表執行役による自由闊達な意見交換を図り、社外取締役の知見を経営に反映していくというものです。2015年から年2～3回程度の頻度で開催されており、具体的には「取締役会の実効性評価」、「次期中期経営計画」、「経営戦略の進捗状況」、「中長期的な経営戦略」などといったテーマで議論を重ねています。

このように、経営や業務の実態を多角的に知るための場が数多く設けられていることは、住友生命のガバナンス体制の特徴の一つです。住友生命は100年を超える歴史があり、これまで経営上のさまざまな出来事があったわけですが、「今、住友生命がこういう状態にあるのは、どのような過去の経営を踏まえた結果か」といったことについて、一連のストーリーとして理解できるよう情報共有されることは、社外取締役の立場として非常に有益だと思います。

■ 持続的な企業価値の向上に向けたメッセージをお願いします

- 保険を通じた豊かで明るい長寿社会の実現に向けて、最大限サポートしていきます。

現在、住友生命はSDGsの取組みに注力しています。その土台には住友生命のCSR経営方針があり、その経営方針の最重要項目としてCSVプロジェクトが位置付けられています。住友生命が目指すCSVとは、お客さまのため、社会のため、会社・職員のため、という3つの共有価値の創造・実現であり、そのコンセプトは社会から期待されているものといえます。

このCSVプロジェクトは、人生100年時代に入った日本において、「いかに健康寿命を伸ばしていくか」という社会的課題を解決する取り組みです。お客さまへの「Vitality」の提供、社会全体への健康増進の働きかけ、職員とその家族が健康になる「健康経営」の推進、この3つの行動を通じて日本の健康寿命の延伸を目指しています。

この観点から言いますと、「Vitality」はCSVプロジェクトの考え方を反映した画期的なプログラムであり、豊かで明るい長寿社会の実現に貢献できるとともに、住友生命自体の健康経営の推進にもつながって

いくものと考えています。

また、「Vitality」を通じて得られる多様な情報、いわゆるビッグデータの活用についても、国立研究開発法人産業技術総合研究所や立命館大学と連携して共同研究を始めています。AIやビッグデータを使うことで、単なる保険という枠を超え、日本全体の健康増進に役立つ可能性が見えてくるでしょう。そうした視点からも「Vitality」は有効な取り組みであることを、一人でも多くの方に知ってもらいたいと思っています。

保険を通じた豊かで明るい長寿社会の実現。これこそ住友生命が提供する社会的価値であり、今後さらに推進することで、住友生命が「お客さまからみて薦めたい会社」「職員からみて生き生きと働ける会社」「社会からみてなくてはならない会社」という3つのあるべき会社像の実現につながっていくと思います。

住友生命にとって、「Vitality」を社会に広め育てていくことは、向こう10年の大きな経営課題の一つだと考えています。私は、客観的な立場で多様な意見を提言できる社外取締役として、その課題解決をスムーズに進めるための環境づくりを最大限サポートしていく所存です。

■ 内部統制システムの整備

経営の健全性・適切性を確保する観点から、「内部管理態勢の強化」に取り組んでいます。取締役会において、保険業法第53条の30第1項第1号の規定に基づき「内部統制基本方針」を定め、この方針に基づいて、リスク管理態勢、コンプライアンス態勢および内部監

査機能の充実を図るとともに、監査委員会の監査が実効的に行われるための体制整備など、内部統制システムが有効に機能するような取組みを行っています。

※内部統制システムの運用状況の概要はP116をご参照ください。

内部統制基本方針の概要

(前文)

当社は、経営の根本精神を表した企業理念である「経営の要旨」を頂点とし、「経営の要旨」に示された当社の普遍的な使命をCSRの視点から再整理した「CSR経営方針」、および中長期的に実現すべき顧客視点から見た会社のめざすべき姿を示す「住友生命ブランドビジョン」を経営方針としている。

これらによって構成される経営方針に則り、業務の健全性および適切性の確保に向けた内部統制システ

ムの整備に係る基本方針として、保険業法第53条の30第1項第1号口およびホの規定に基づき取締役会が本方針を定め、役職員に対して周知徹底を図るとともに法令に基づく開示を行う。

当社は、本方針に則って内部統制システムを整備するとともに、取締役会においてその実効性を検証し、必要な改善を図ることとするほか、内部統制システムの運用状況の概要の開示を行う。

上記の前文とともに、以下の各項目について方針を定めています。

1. 監査委員会の職務の執行のための体制

- ① 監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項
- ② 監査委員会への報告に関する体制
- ③ 監査委員の職務の執行(監査委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ④ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

2. 業務の適正を確保するための体制

- ① 執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ② 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ④ 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ⑤ 相互会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ⑥ 顧客保護が図られることを確保するための体制
- ⑦ 内部監査の実効性を確保するための体制

■ 内部監査体制

住友生命では、取締役会で決議された「内部監査方針」において、実効性のある内部監査態勢を整備・確立することを定めています。同方針では、内部監査の目的を「当社の経営目標を実現するにあたり、業務の健全性・適切性を確保し、効果的な目標達成に寄与すること」とし、内部監査を受ける各組織等から独立した内部監査部が、内部管理態勢等の適切性・有効性を検証・評価し、課題・問題点の改善提言・フォローアップを行っています。

内部監査は、国内および海外の住友生命グループ会社、本社各組織、支社等のすべての業務を対象としています。内部監査計画は、社内外の環境変化等を踏まえたリスク認識に応じて、社外取締役が過半数を占める監査委員会の同意を得た上で策定しています。内部監査結果は、取締役会・監査委員会、代表執行役社長に定期的に報告を行う体制としています。そして、内部監査で明らかとなった課題や問題点について、関係部門に対し改善勧告や提言を行っています。

また、内部監査部は、監査委員会から直接、調査指示を受けるなど、監査委員会と緊密な連携を保持して、一体的・効率的な運営を行っています。

本社部門に対する内部監査では、各部門の業務の遂行状況およびリスク管理状況等についての検証に加えて、複数組織に関係する部門横断的な課題や政策的課題について、全社的に検証する内部監査を実施しています。また、内部統制基本方針に基づく、法令等の遵守体制、情報の保存・管理体制などの各体制における、内部統制システムの構築・運用状況について検証を行っています。

保険営業・保険事務の拠点である支社ならびに保険募集代理店に対しては、保険営業面でのコンプライアンスの状況、お客さま対応の状況および保険事務の適切性等の検証を目的とした内部監査を実施しています。

このほか、コンプライアンス統括部やリスク管理部門等との定期的な情報交換、各組織からの情報連携や各種会議への参加等を通じてリスクの変化を継続的にオフサイト・モニタリングしています。

会計監査人との連携においては、双方の監査結果やリスク認識を共有して、内部監査の実効性を確保しています。

また、内部監査業務の自律的かつ継続的な品質改善に向けたプログラムを策定・実行し、内部管理体制の充実・強化を図っています。